

## 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針

令和 2 年 4 月 3 日

農林水産物・食品輸出本部決定

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針を定める。

### 第 1 農林水産物及び食品の輸出を促進するための施策に関する基本的な方向

#### 1 農林水産物及び食品の輸出を促進する意義

我が国においては、少子高齢化に伴う人口減少により、食の市場規模が縮小傾向にある。一方、海外においては、新興国の経済成長や人口増加に伴い食の市場規模は拡大傾向にあり、平成 27（2015）年の 890 兆円から令和 12（2030）年には 1.5 倍の 1,360 兆円に拡大すると見込まれる。このため、我が国の農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業及び食品産業が持続的に発展していくためには、農林水産物及び食品の輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得していくことが不可欠である。

#### 2 農林水産物及び食品の輸出に関する課題

我が国の農林水産物・食品の輸出の更なる拡大を図るためには、その魅力の世界への発信、海外の販路開拓、輸出のための生産基盤の強化のほか、海外の規制や需要への対応を進めていく必要がある。その際には、大胆な施策と、輸出された農林水産物・食品が輸出先国（我が国から輸出される農林水産物又は食品の仕向地とな

る国又は地域をいう。以下同じ。)の市場に実際に届くところまで配慮するきめ細やかな目線の双方が重要である。

また、農林水産物及び食品の輸出に際しては、輸出先国ごと、品目ごとに、食品衛生、動植物検疫などの様々な規制があるので、これらの規制に対応したものでなければ輸出できない。このため、輸出可能な国や品目を拡大し、更に輸出を拡大していくためには、輸出先国の規制に関する政府機関等との協議や国内の体制整備が大きな課題となっている。

加えて、輸出先国の規制は、輸出される物自体についての条件だけでなく、その生産区域や加工施設等についての条件も定められる場合がある。このように、農林水産物及び食品については、複雑な規制があり、事業者にとって分かりにくく、また、国内販売に要するコストに加えて、施設認定や輸出証明書発行等のコストが発生しており、輸出の阻害要因となっている。

### 3 施策の基本的な方向

令和12(2030)年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標の達成に向けて、輸出を大幅に拡大するためには、輸出拡大に資する生産基盤の強化、海外への商流構築、プロモーションと日本食・食文化の発信、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する風評の払拭、我が国の食産業(食品産業や農業等をいう。以下同じ。)の海外展開の促進、知的財産の保護・活用を進めるとともに、戦略的に輸出先国の規制に対応し、輸出阻害要因の解消を早急に進める必要がある。

このため、農林水産物・食品輸出本部(以下「本部」という。)の下で政府が一体となって、東日本大震災からの復興に資する放射性物質に関する輸入規制の緩和・撤廃をはじめとした輸出先国の政府機関等との協議の加速化、輸出に必要な証明書発行、区域指定、施設認定等の輸出手続の円滑化、輸出先国の規制に関する情報提

供や輸出向けの施設整備の支援等による事業者の支援、輸出証明書の申請・発行の一元化、輸出相談窓口の利便性向上、生産段階での食品安全確保への対応強化等を推進する。

これらの取組を進め、輸出を効果的・効率的に拡大するため、本部において、省庁横断的な輸出先国の政府機関等との協議の状況や、具体的な担当省庁等を明記した実行計画を作成し、毎年、進捗管理を行い、早期の実行を推進する。

## 第2 農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な輸出先国の政府機関が定める輸入条件についての当該輸出先国の政府機関との協議に関する基本的な事項

### 1 輸出先国の規制に関する協議の実施体制

輸出先国の政府機関等との協議は、食品衛生、動植物検疫等の分野を横断して政府一体となっていく必要がある。このため、閣僚レベルでの協議は、本部長であり輸出促進や動植物検疫を担当する農林水産大臣が中心となり、国内における食品衛生を担当する厚生労働大臣、酒類業等を所管する財務大臣、外交政策を担当する外務大臣、通商政策を担当する経済産業大臣等の関係大臣の協力を得て行う。事務レベルでの協議は、本部長である農林水産大臣の指揮の下、本部の事務局を担う農林水産省（食料産業局輸出先国規制対策課）が中心となり、関係省庁（在外公館等を含む。）と連携して行うこととし、輸出先国の政府機関等との協議の内容に応じて、協議の実施体制を整える。

### 2 輸出先国の規制に関する情報の収集と分析

輸出先国は、農林水産物及び食品に関して、食品衛生、動植物検疫、水産物等の資源管理、表示等に関する様々な規制を設けている。こうした輸出先国ごとの規制について、農林水産省が、関係省庁（在外公館等を含む。）、JETROをはじめと

した関係機関の協力を得て、輸出先国による公表情報やWTOへの通報、二国間での情報収集など、多様なルートを通じて網羅的に情報を収集し、分析する体制を整備する。

### 3 輸出先国の規制に関する協議

農林水産省と関係省庁は連携して、我が国の農林水産物及び食品の輸出に対して国際的・科学的な見地から合理的な水準を超える規制を設けている輸出先国に対して、国内の体制整備に加えて、我が国の科学的根拠に基づく食品衛生等の管理体制について説明することにより、その規制の緩和及び撤廃に向けた協議及び働きかけを行う。

特に、輸出先国がより厳格な規制を新たに導入しようとする場合には、規制が導入される前に、農林水産省が関係省庁や関係機関の協力を得て、規制に関する情報の収集、協議及び働きかけを行う。

また、我が国から輸出する農林水産物又は食品の加工施設等について規制を設けている輸出先国の政府機関等に対しては、農林水産省は、必要に応じ、規制に適合する加工施設等の認定等を法に基づく登録認定機関に行わせることができるよう協議を行う。

### 4 輸出先国の政府機関等との戦略的な協議の実施方針

農林水産省及び関係省庁は、輸出先国の国際的・科学的な見地から合理的な水準を超える規制の緩和・撤廃を目指して、限られた時間や人員などのリソースを最大限に活用して効果的・効率的に協議を進めるため、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国及び品目から優先的に協議を行う。

具体的には、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与するものとして、

- ① 我が国における生産量・額が高く輸出の見込みがあること
- ② 輸出先国における需要が強く継続的な輸出が見込まれること
- ③ 農林水産業者又は食品事業者から強い輸出の意向が示されていること
- ④ 輸出先国の政府機関等との他の協議事項も鑑み早期に協議が整う可能性が高いこと

等を総合的に勘案して、本部が作成する実行計画に盛り込む。

## 5 輸出先国の規制に関する協議の方法

輸出先国の政府機関等との協議に当たっては、輸出先国の規制に関連する情報の収集や分析を行い、国内において規制に対応する体制を整備する。規制については、4における戦略的な協議の実施方針を踏まえつつ、科学的に合理性があることを前提に、当該輸出先国から我が国への食品衛生・動植物検疫等に関する要請を勘案して協議するだけでなく、輸出先国に関連する事項との連携や活用を積極的に行う。

また、国際的・科学的な見地から合理的な水準を超える規制については、輸出先国との二国間協議及び働きかけだけでなく、関心を共有する第三国との連携、多国間の協議の場における提起や国際基準への反映も含めて、戦略的に対応する。

## 第3 輸入条件に適合した農林水産物及び食品の輸出を円滑化するために必要な証明書の発行その他の手続の整備に関する基本的な事項

### 1 証明書発行、区域指定及び施設認定の実施体制

輸出先国から求められる輸出証明書の発行、生産区域の指定及び加工施設等の認定については、国は、以下の分担関係に基づいて実施する。

- ① 輸出先国から我が国の食品衛生当局の対応が求められる場合、並びにと畜場及

び食鳥処理場に関するものは、厚生労働大臣

② 酒類又はたばこに関するものは、財務大臣

③ 上記以外の場合は、農林水産大臣

また、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）は、輸出先国が都道府県等の対応を認めている場合に、法に基づき主務大臣が定める手続をそれぞれの都道府県等が適切に実施できると判断するものについて対応する。都道府県等が対応する場合の申請窓口について、農林水産省が取りまとめてインターネットを活用して公表する。都道府県等が適切に事務を実施できるよう、国は都道府県等を支援するとともに、事業者からの輸出拡大に繋がる具体的な要望があれば、国と都道府県等が分担関係を調整し、その調整において都道府県等が遅滞なく事務を行うことができない客観的な理由があるときには、国が直接事務を行うこと等により、事業者の不便とならないよう対応する。

農林水産省は、輸出先国から民間機関による施設認定等が認められる場合には、専門的な知見を有する民間の検査機関から申請を受けて登録認定機関として登録し、輸出のための施設認定等を行わせることにより、手続の迅速化を図るとともに、民間登録認定機関への支援を行う。

## 2 証明書発行、区域指定及び施設認定の円滑化

生産区域の指定及び加工施設等の認定を円滑かつ迅速に進めるとともに、特に鮮度が重視される農林水産物及び食品については、その特性を踏まえ、輸出先国から求められる輸出証明書の発行を迅速に対応する。

水産物の輸出拡大のために必要となる生産海域の指定など区域指定については、輸出に取り組もうとする農林水産業者又は食品事業者の要望を尊重しつつ、農林水産省と都道府県等が連携して、早期の指定を行うとともに、指定後に必要となるモ

ニタリングについても円滑に行う。

施設認定については、協議中の案件を農林水産省が把握して、本部において実行計画に基づいて進捗管理を行う。その際、施設整備が完了後、速やかに施設認定を行い、円滑に輸出が開始できるよう、農林水産省は、施設整備の段階から、厚生労働省、都道府県等、事業者等と施設の整備状況と施設認定に必要な課題等を共有し、施設認定の課題を解決するための協議の場を設ける。

### **3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画**

本部は、農林水産省及び関係省庁が把握した輸出先国における輸入規制に関する課題等のうち、計画的に取り組むべき課題について、担当省庁、措置の内容、実施期間等を実行計画として定める。本部は、実行計画に基づき、輸出促進に向けた課題解決等の進捗管理を行い、早期実行を推進する。

### **4 証明書発行、区域指定及び施設認定の手続の明確化**

主務大臣が輸出先国別・品目別に定める輸出証明書の発行、生産区域の指定及び加工施設等の認定の具体的な手続について、農林水産省は、分かりやすい一覧を整備しインターネットで公表するとともに、手続に変更があった場合は迅速に把握し情報を更新する体制を整備する。その際、事業者に対して輸出先国の規制に関する網羅的な情報提供を進める観点から、本法に基づく手続に限らず、動植物検疫等に関する情報も含めて提供する。

### **5 申請等に関する事業者の利便性の向上**

輸出先国から提出を求められる証明書（衛生証明書、放射性物質検査証明書等、漁獲証明書、自由販売証明書等）について、事業者による申請から証明書の受取ま

での利便性向上を図るため、ICTを活用して、農林水産省のみならず関係省庁や都道府県等も含めて、証明書の申請及び交付を一元的にできるシステムの構築を推進する。

#### 第4 農林水産物及び食品の輸出を行う事業者の支援に関する基本的な事項

##### 1 事業者からの相談に関する事業者の利便性向上

輸出に取り組もうとする事業者が円滑に輸出先国の規制に対応できるよう、農林水産省は、輸出先国の様々な規制や新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症をはじめ輸出に影響を与える様々な要因に関する最新の情報を収集するとともに、ICTを活用した情報システムや講習会等を通じて、農林水産業者及び食品事業者に分かりやすく情報提供する。

また、農林水産省に、一元的な相談窓口を設置し、事業者からの様々な相談に対応する。農林水産省は、関係省庁や関係機関、都道府県等に寄せられる輸出に係る相談について、情報の秘匿性にも留意しつつ、ICTを活用して管理することに加えて、関係省庁や関係機関、都道府県等と共有できるネットワークも構築して積極的な対応を推進する。

##### 2 輸出事業計画の認定等を通じた事業者への支援

農林水産物及び食品の輸出拡大のためには、輸出先国の規制や様々なニーズに対応した農林水産物・食品を十分に生産することも重要である。このため、輸出を主たるターゲットとする農林水産業者及び食品事業者を育成・支援する。具体的には、WTO協定との整合性に留意しつつ、GFP（農林水産物・食品の輸出プロジェクト）における支援、食品産業等の輸出向けの施設整備への支援、牛肉・果実・水産物などの生産基盤の強化、その他事業者が輸出を円滑に行うための環境を整備



するための支援等を強化する。

また、農林水産大臣は、事業者から、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業の内容を記載した輸出事業計画の提出を受けたときは、当該計画の内容が、輸出先国の規制に対応して法に基づく施設認定等の対象となる場合のみならず、輸出先国が事業者を求める残留物質基準やハラール認証等に対応する場合や、輸出先のニーズに対応するために、GLOBALG. A. P. やM S Cなどの民間認証、国際標準等への対応や有機J A Sの取得を行う場合も含めて、輸出額の増大を図るものであると認めるときは、認定をするものとする。認定を受けた事業者に対して、株式会社日本政策金融公庫による融資等の対象とするほか、輸出促進に関する予算措置により優先的な支援を行う。

また、輸出促進には海外における販売体制の強化が不可欠であり、J F O O D Oによるプロモーション、在外公館を活用した官民をあげてのP Rを行うほか、輸出事業計画の認定を受けた事業者については、販売促進のための海外事務所の創設について株式会社日本政策金融公庫による融資の対象とする。

### 3 加工・プロモーションによる高付加価値化や物流効率化等の推進

我が国の農林水産業者及び食品事業者の「稼ぎ」を拡大するため、賞味期限を長期化し高付加価値化も可能となる加工品の輸出、輸出用包材の規格化や出荷単位の大口径等を通じた物流の効率化・高度化、バリューチェーン全体で収益力向上を図るための生産・加工・流通・プロモーション/マーケティング・販売の連携や協業の強化、我が国発の規格・標準の策定、農林水産業者及び食品事業者と輸出先国の市場をつなぐ輸出商社の活動、インバウンド消費と輸出の相乗効果を高める取組を推進する。

## 第5 上記のほか必要な施策に関する事項

農林水産物及び食品の輸出のみならず、インバウンド、食産業の海外展開等を含め、広く海外需要を獲得していくことは、我が国の農林水産業者及び食品事業者の「稼ぎ」の機会を増やしていくことにつながり、農林水産物及び食品の輸出への好影響も期待される。このため、食産業の海外展開支援や知財収入等を通じた収益の獲得機会の拡大を目指す。また、家畜遺伝資源や植物品種等の知的財産の海外流出防止・保護を推進するとともに、輸出先国との地理的表示の相互保護を促進し、当該輸出先国における我が国のブランド産品の名称を保護するなどの知的財産の保護により、農林水産業者等の輸出機会が失われないようにする。

## 第6 基本方針の見直し

法の施行後おおむね5年を目途として検討を加え、見直しを行う。ただし、情勢の変化等により必要があると認めるときは、機動的に見直しを行う。